

水害対応チェックリスト

本チェックリストは、河川管理者（国土交通省）、気象台やインターネットなどを通じて、数多くの様々な情報が提供される大規模な洪水時において、地方公共団体が対応を行うべき基本的な事項をまとめたものです。

大規模な洪水は、個々の地方公共団体単位でみれば、頻繁に発生することはまれです。また、洪水対応のタイムラインの検討・整備が進められています。多くの地方公共団体では、まだ検討中の段階と思います。

このため、本チェックリストは、地方公共団体の職員、特に首長を対象として、洪水時に時々刻々と提供される情報に対して、一般的な事例を想定して、何を行うべきかについて整理しています。したがって、本チェックリストは、洪水対応のタイムラインについて、一般的なひな形を示しているものと見ていただいても結構です。

本チェックリストにある用語や情報の内容についてご質問がある場合は、国土交通省の担当事務所等に遠慮なくお尋ねください。

※本チェックリストの主な利用対象者

- ・洪水により避難対応等が必要であるが、現時点で洪水対応のタイムラインが作成されていない地方公共団体
- ・当該地方公共団体における首長及び災害対策本部の指揮担当者
- ・当該地方公共団体における水防管理団体の長

※利用に当たっての留意事項

- ・一般的な事例を想定して作成していることから、対象とする河川の洪水の特徴など、地方公共団体の状況によって異なる部分もありますので、詳細については、当該河川を管理する国土交通省の担当事務所等にご相談ください。
- ・本チェックリストを洪水対応のタイムラインとして活用するためには、河川管理者はもとより、水防（消防）団、地方公共団体に関わる関係防災機関などとの共有化が必要です。国土交通省では、直轄管理河川を対象にして、鋭意、洪水対応のタイムラインの作成に取り組んでいますので、担当事務所等との連携をお願いします。

水害対応チェックリスト(一般的な例)

河川
水位

低い

高い

気象・水象	国交省河川事務所からの情報	市町村の対応	チェック欄
〇〇水位観測所の水位が水防団待機水位に到達した場合 【〇〇水位観測所(水位〇〇m)】 気象庁から大雨注意報等が発表された場合	水防警報(待機・準備) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付	防災体制を構築する(第一次防災体制)※	
		・上流域を含む防災気象情報等を監視し、水位を把握する連絡要員を配置する	
		・連絡要員は、1時間おきに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する	
		・避難所の開設を検討する	
		水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「待機、準備」を指示する	
〇〇水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した場合 【〇〇水位観測所(水位〇〇m)】	洪水予報(氾濫注意情報) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付 水防警報(出動) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付	防災体制を強化する(第二次防災体制)※	
		・管理職等を配置し、避難準備情報の発令を判断できる体制をとる	
		・職員の派遣等の避難所開設の準備を指示する	
		要配慮者施設、地下街、大規模事業者に洪水予報(氾濫注意情報)を伝達する	
		水防警報発表文に記載されている対象河川、区間を担当する水防団に対し「出動」を指示する	
		水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水上上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める	
		重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難準備情報の発表対象地域を検討する	
		避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難準備情報の発表の判断を行う	
		国交省に対するリエゾンの派遣要請について検討する	
	ホットライン (河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡)※氾濫危険水位に達する見込み等切迫した状況において実施	必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する	
		河川事務所長へリエゾンの派遣を要請する	
〇〇水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 【〇〇水位観測所(水位〇〇m)】	洪水予報(氾濫警戒情報) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付	防災体制をさらに強化する(第三次防災体制)※	
		・首長もしくは代理者が登庁し、避難勧告等を発令できる体制をとる	
		・水位等の監視体制を強化し10分毎の河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する	
		要配慮者施設、地下街、大規模事業者に洪水予報(氾濫警戒情報)を伝達する	
		避難準備情報を発令する	
		重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難勧告等の発令対象地域を検討する	
		避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難勧告等の発令の判断を行う	
	水防警報(状況) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付	水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水上上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める	
	ホットライン (河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡)	過去の洪水との比較等、洪水の切迫性について確認する	
		必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する	
〇〇水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合 【〇〇水位観測所(水位〇〇m)】	洪水予報(氾濫危険情報) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付	防災体制をさらに強化する(第四次防災体制)※	
		・予め定めた防災対応の全職員が体制に入る	
		要配慮者施設、地下街、大規模事業者に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達する	
		避難勧告又は避難指示を発令する (必要に応じ、ホットライン等により河川事務所へ対象地域を確認する)	
	ホットライン (河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)	必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する	
堤防天端に水位が到達するおそれがある場合 【〇〇水位観測所(概ね水位〇〇m)】	洪水予報(氾濫危険情報) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付	リエゾンを通じ、河川事務所に災害対策機械の派遣などの支援を要請する	
		水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する	
	水防警報(状況) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付	要配慮者施設、地下街、大規模事業者に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達する	
	水防警報(状況) ※〇〇部〇〇課にメール、FAXにより送付	水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する	
堤防の決壊等による氾濫が発生した場合	ホットライン (河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)	氾濫シミュレーションの結果等を確認し、避難指示を発令する	
		要配慮者施設、地下街、大規模事業者に洪水予報(氾濫発生情報)を伝達する	
		住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知する	
	ホットライン (河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)	水防団からの報告等により堤防の決壊をいち早く覚知した場合には、河川事務所、都道府県、所轄警察署等の関係機関に通知する。また、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。	
	ホットライン (河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)	氾濫シミュレーション結果等を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する	

※「避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドライン(平成27年8月内閣府(防災担当))」に基づき記載しています。各項目については、各市町村の地域防災計画等に基づき見直しをお願いします。